

論文要旨

論文題目　万葉集研究—和歌と律令国家

氏名　林慶花（イム・キヨンファ）

本論文は、古代律令国家における人民支配の装置として和歌がどのように機能していたかという問題意識に基づき、主として『万葉集』に見られる防人歌の表現内容の分析を通して検証しようとする試みである。

『万葉集』は、七世紀中葉から八世紀にかけて主に中央貴族によって詠まれた歌を収めた歌集であり、その意味では、貴族的文化を象徴する『古今集』以降の勅撰和歌集の先駆をなすものと捉えることができる。だが、その一方で、『万葉集』に限っては、その内部に中央貴族以外の下層民（庶民）による歌をも少なからず含んでいるという、基本的には後代の勅撰集に継承されることのなかつた特異性を持つ。そして、このような特異性は最近まで和歌がまだ歌謡（もしくは民謡）の世界を完全に振り払う前の草創期のカオスを伝えているものと理解されていたように思われる。だが、『万葉集』の伝える庶民の作がはたして彼らの生活感情が素直に反映された歌謡であつたかについては早くから異議が唱えられてきた。第一、それらのほとんどが定型和歌であるという事実は庶民の作が歌謡そのものではないことを端的に示すものといえる。そこに庶民の歌の蒐集にかかわった、定型和歌の扱い手である中央貴族たちの関与する状況が生じたことは否定しえないのでないか。

『万葉集』に庶民の作がことさらに収められていることの意味が再考されなければならぬ所以である。

その意味で、庶民の作の広範な現出を『万葉集』を生み出した時代の歴史的特殊性から説明した品田悦一氏の見解は注目すべきである。氏は、中央集権的な古代律令国家は地方支配の装置として都と諸国を放射状に結ぶ交通網を実体として持ちつつ、それに支えられながら中央主導による在地との「交通」を展開したが、『万葉集』に見られる庶民の作はそのような「交通」の所産であり、中央集権的体制の解体後は再び和歌の流通が貴族社会に局限されていったと説いた。氏の見解は『万葉集』に固有な現象を歴史的特質に即して捉えようとした先駆的ものとして研究史的意義が大きい。ただし、氏が中央による地方支配の一環としての地方文化掌握を、「交通」の機能を中心据えて捉えていることに異論はないが、「交通」の媒体となつた和歌そのものに対する機能的な把握がやや不充分であつたようと思われる。というのも、和歌に対する一定の政治・社会的機能が期待されなければ、それが「交通」の道具になることはなかつたと考えられるからである。

この点にかかわつて想起されるのは、その効用性を存在意義の中心において説いている『毛詩』大序に代表される古代中国の詩観である。大序の内容を簡単にまとめるに、(1)詩は内面の発露であるため、為政者は民の詩から民情を読み取ることで政治を正し、(2)逆に為政者は詩を正すことで民の内面に作用を及ぼし道徳を正すということである。(1)については、『礼記』王制なども周代に各地から詩が集められたことを伝えており、儒教を国教化し郡県化を強めていった漢武帝は周代にならない民間の詩を採集するために楽府を設けたといふ。即ち、「采詩」とは儒教的政治理念と強く結び付いた観念であり、律令官人たちによる地方の歌の蒐集という実践もこうした古代中国の詩観の理念に支えられたものといえよう。(2)の機能については、後代の勅撰集と区別される『万葉集』のもう一つの特異性として中央貴族たちの作に庶民を取り上げた歌が少なからず存在することからも具体的に確認することができる。先ず、その例を表で示しておく。

作者	庶民を取り上げた歌
作者未詳	(A) 「藤原宮之役民作歌」(1・五〇)
大伴三中	(B) 「攝津國班田史生丈部龍麻呂自經死之時判官大伴宿祢三中作歌」 (3・四四三・五)(↓史生)
山上憶良	(C) 「令反或情歌一首并序」(5・八〇〇・一) (D) 「敬和下為熊凝述其志歌六首」(5・八八六・九一) (E) 「郡司子弟？」 (F) 「貧窮問答歌并短歌」(5・八九二・三) 「筑前國志賀白水郎歌十首」(16・三八六〇・九)

大伴旅人	◎「遊於松浦河」序・歌（5・八五三～六三）
麻田陽春	④「大伴君熊凝歌二首」（5・八八四～五）（↓郡司子弟？）
高橋虫麿	①「詠水江浦嶋子」（9・一七四〇～一）
田辺福麿	①「過足柄坂見死人作歌一首」（9・一八〇〇）
大伴家持	◎「教喻史生尾張少咲歌一首并短歌」（18・四一〇六～九） (↓史生)
①防人関係歌群	（20・四三三一～六他）

右の表からは、律令官人でもあった彼らが中央の官僚や地方官としての公務の遂行中に出会つた庶民やその生活から取材して作歌していることがわかる。用例歌のほとんどは国家による公務にかかわった庶民や下級役人を取り上げたものである。律令官人たちは「戸令」国守巡回条に定められた「凡国守毎年一巡行属郡」。(a)観風俗。問百年。録囚徒。理冤枉。詳察政刑得失。(b)知百姓所患苦。(c)敦喻五教。勸務農功。部内有下好学。篤道。孝悌。忠信。清白。異行。発聞於鄉閭者上。举而進之。……を義務として負っていたが、Ⓐ～Ⓛから窺える庶民層に対する律令官人たちの関心は、(a)「観風俗」の責務に深くかかわっているといえよう。細かく見ると、ⒷⒹⒺⒻⒽⓁは、基本的に(b)「知百姓所患苦」に依拠した作歌であり、ⒸⓀは(c)「敦喻五教」に基づいた、(2)の機能の直接な応用例とすることができよう。律令官人たちのこうした作歌活動の基盤には、「史記」以下の中国正史の良吏（循吏）伝などに見られる部下・百姓を顧み教化に努める良吏像も参考されたことが考えられる。もつとも、Ⓐ～Ⓛのそれぞれを地方官の義務条項に当てはめるのが本稿の趣旨ではない。むしろ重要なのは、律令官人たちが人民統御という公務を行ふのみならず、その延長上にそれにかかわらせて和歌を作ったことである。それは、『万葉集』の時代に古代中国の政教主義的詩觀に基づいた機能（政治・社会的な有用性、ないしは功利性）が和歌に期待される時代思潮があつたことを示すものではないか。支配の装置として和歌が論じられる理由がここにある。そして、Ⓐ～Ⓛのような律令官人たちの管轄下の人民への関心と見合うようにして『万葉集』における庶民の作の量的豊饒という文学史的特質が保障されたと考えられる。

ところで、『万葉集』が庶民の作と伝える例のほとんどは一般の庶民ではなく地方（辺境の）民の歌である。特に、巻一四の東歌と巻二〇の防人歌は東国方言的要素を多分に含んでいる。このような蒐集範囲の偏りについて、品田氏は中国の華夷觀念を継受して「小帝国」を志向した古代の統一的專制王權が風変わりな歌を『万葉集』に取り込むことで世界中の人々の心と生活を掌握しているということを、歌によつて示す点にあつたと説いた。ただし、庶民の作の蒐集という試みは、『万葉集』の編者による理念的な位置づけからのみ

ならず、和歌を自らの文化価値として自覚的に捉えていた中央貴族たちの、世界の人々をすぐれた中央文化の水準に同化させようとする意識に支えられた実体を持つものであつた点からも強調されなければならないのではないか。即ち、庶民の作とされる例がその異質性において意味付けられるのと同時に、中央歌との歌型、表現様式、発想などの同質性が付与されている点についても、中国の詩観、特に(2)の機能、つまり詩をもつて人民を徳化するという観念を背景に持つ律令官人たちの、和歌の世界における実践をも読み取るべきである。そして、庶民の作の間に見られる同質性の偏差も、中国的詩観の二つの機能、即ち庶民の歌謡を尊重しようとする姿勢につながりやすい(1)と庶民の歌謡に働きかけようとする(2)の磁場を内部に抱え込んだ律令官人たちの、歌の蒐集にあたる多様な姿勢に起因するものと解されよう。そうだとすると、中央貴族たちは自らの文化価値を象徴する和歌による人民支配をめざしており、それが地方支配とも密接に関わっているところに彼らの世界観が反映されていたことになる。第一章、第二章、第四章は、こうした律令官人たちの世界観（ないしは詩観）に注目しつつ、彼らの庶民の作へのかかわりの様相を卷二〇の防人歌や他の庶民作を具体的な対象として跡付けようとするものである。第三章では、律令官人たちの歌に具体的に切り取られている彼らの世界観について論じる。

最後に、本論文が庶民の作の大半を占める東歌についてはほとんど触れずに分析の照準を主に卷二〇の防人歌群に当てたことについて付言しておきたい。東歌は、宫廷古歌の類聚歌卷とされる卷一三と対応する枠組みを見せており、宫廷歌集の秩序下に位置づけようとする編纂意識の見て取れる作者未詳歌卷である。その蒐集目的に関しては、早くから賀茂真淵『歌意考』が『毛詩』国風にならい、天皇に民の心を知らせるために集められたと説いた。だが、卷二〇の防人歌とは一定の同質性を持ちながらも、蒐集の主体や作歌の主体の不透明性、成立過程の複雑さゆえに、律令官人のかかわり方を論じるにはなお先決されるべき問題が少なからず残されている。その点、蒐集の過程が相対的にわかりやすい卷二〇の防人歌を明らかにすることで逆に東歌の究明への手掛かりが見えてくる側面がある。東歌についての具体的な検討は今後の研究課題とし、第四章として本論文中に位置づけていきたい。ただし、庶民の歌の蒐集にあたった律令官人のかかわり方はそれぞれ異なり、個々に対する詳細な検討が欠かせないが、それらは『万葉集』の文学史的な特質を見据えた上で方向付けられるべきことをとりあえず確認しておく。